# 第70回 東京都食品衛生調査会会議録

平成15年11月21日(金曜日) 第一庁舎南側33階特別会議室\$6

## 午前10時32分 開会

奥澤食品監視課長 お待たせいたしました。まだ出席御予定の委員の方でお見えになっていない方もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、ただいまから第70回東京都食品衛生調査会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、最初に本日の出席状況の確認をさせていただきます。ただいま御出席の委員は13名で、委員総数20名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日、交告委員、髙野委員、髙橋委員、和田委員は、都合により御欠席との御連絡を受けております。

それでは、以後の進行を宮澤会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。 宮澤会長 宮澤でございます。よろしくお願いいたします。

本調査会では、知事より諮問をいただきました東京都食品安全基本条例(仮称)の考え方につきまして、専門委員会を開催し、審議を重ねてまいりました。前回、10月21日 に開催いたしました調査会で、黒川副会長から御報告いただきました専門委員会報告を答申案とすることに決定いたしました。

なお、答申案につきましては、私が両副会長、事務局と調整いたしまして、専門委員会報告に表紙や目次を新たに整えるなどの若干の修正や追加を行い、皆様のお手元にお配りしてございます。本日、この答申案について御審議いただいた後、知事に答申したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より、答申案につきまして、修整した部分や加筆した部分を中心に、 説明をお願いいたします。

村田健康局副参事 それでは、御説明いたします。

恐れ入りますが、お手元にあります資料1の1ページをあけていただきたいと存じます。 ただいま会長からお話がございましたように、前回の調査会で専門委員会報告を答申案 とするということで御了解いただいておりますので、答申案につきましては、調査会の答 申としての若干の表現の修正等を、会長、副会長と調整をさせていただいております。

その内容ですが、まず、1ページの「はじめに」でございますが、こちらは食品衛生調査会としての審議経過をまとめてございますので、8月に諮問をさせていただいてからの審議経過、それからどういう形でこの答申がまとめられたのかという説明を記載させていただいております。内容としましては、条例制定に当たり重視すべき視点や留意点についてこの答申で示したところであると、そういう説明を書かせていただいております。

続きまして、3ページに移りたいと存じます。「第2 検討に当たっての視点」の1番「都民の健康を守ることを明確にした視点」という部分でございます。こちちは専門委員会報告の段階では、1段落目に「都民の食品に対する不安・不信を解消し、都民に開かれた施策を展開するため、都民の健康を守ることを明確にする必要がある」と、こういう表現がございましたが、その後、これですと表現として若干わかりにくいといった御指摘がありましたので、このような形で修正をさせていただいております。「この条例の制定を進めていく上で基礎となるのは、食品の安全確保により『都民の健康を守る』という視点を最優先とすることである。一方、都民の食品に対する不安・不信を解消するためには、

食品の生産から消費に至るすべての段階において、都民に開かれた施策を展開する必要がある。これらのことから、『都民の健康を守る』という視点を明確にした上で、様々な施策や取組が実施される必要がある」と、こういう表現に改めさせていただいております。

続きまして、4ページでございます。「4 未然防止の観点による情報の収集、分析、評価の重視」でございますが、1段落目は「食品の安全性をシロ・クロで判断することは困難。食品にゼロリスクはあり得ない現状となった今日」という表現でございましたけれども、この部分につきましては「と言われる現状において」という修正をいただいております。

続きまして、6ページでございます。「第3 条例制定に当たっての留意点」でございますが、こちらの内容に関しましては、内容の修正は加えていないんですけれども、専門委員会報告の段階では、この章の記載が箇条書きの形になっておりましたので、箇条書きを取りまして、接続詞でつなげてございます。6ページの「(2) 基本理念・・・・」の部分の2段落目の「加えて」と3段落目の「また」、それから7ページの「(1) 施策の総合的・計画的推進」の続きの3段落目の「また」、それから同じく7ページの「(2) 情報の分析・評価・施策への反映」の部分の3段落目の「この際」と4段落目の「また」を入れております。それから3段落目の「評価委員会にあっては」というところの「にあって」という表現を削除しております。それから、下から3行目の「加えて」の次に、読点を打たせていただいております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。「3」の「(1) 安全性調査」の部分でございますけれども、1段落目の部分は「生産から消費に至る各段階の食品の安全に関する情報を収集することは、都の責務である。」という専門委員会報告の表現でございましたけれども、これは都の責務であることは当然なんですが、それ以前に国としても、こうした食品の安全に関する情報を収集することは当然の責務でございますので、「国のみならず都の責務でもある。」という表現にさせていただいております。

それから、「国のみならず都の責務でもある。」とした関係で、次の段落のはじめに「一方」という接続詞を入れております。それから、3段落目になりますが、「国のみならず都の責務でもある」としておりますので、だれが行う調査であるのかということを明確にするために、「都における」という言葉を入れております。それから、その次の段落、これは接続詞「なお」を入れた部分でございます。

それから、9ページに移らせていただきます。ここにも、3行目に「なお」、23行目に「一方」、30行目に「さらに」と、3か所につきまして、接続詞を入れさせていただいております。

最後に、11ページになりますが、「6 その他」でございます。こちらも、3段落目に「なお」、4段落目に「また」と、2か所に接続詞を追加してございます。

本文の加筆修正につきましては、以上でございます。

続きまして、「目次」をおあけいただきたいと存じます。今回、答申でございますので、 所要の資料をおつけしてございます。まず資料ナンバー、別紙の1から3でございます。 こちらの資料は12ページから14ページに添付してございますが、専門委員会報告にお いて使わせていただいた別紙資料をそのまま活用しております。

それから、最後に附属資料としまして、何点かおつけしております。まず17ページで

ございますけれども、これは今回調査会におけます審議の素材としていただきました「基本的な考え方」の全文を入れております。それから、意見募集の結果、それから、9月に行いました「意見を聴く会」での意見表明内容についても入れております。その後に食品衛生調査会条例、それから8月に諮問させていただいた際の諮問書、それから本調査会の委員の先生方の名簿、それから専門委員会名簿、最後に審議経過となっております。

以上が専門委員会報告から加筆修正をさせていただいた部分でございます。

宮澤会長 ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました答申案につきまして、中身の部分は既に合意いただいているわけでございます。加筆修正した部分について、御意見、御質問等をお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

特に御質問がないようでございましたら、この答申案を正式な答申としたいと思いますが、いかがでしょうか。

# (「異議なし」の声あり)

宮澤会長 ありがとうございました。それでは、この答申を知事にお渡しするわけでございますが、本日、知事は所用により御出席いただけないとのことでございます。したがいまして、局長にお渡しいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

平成 1 5 年 1 1 月 2 1 日

#### 東京都知事 石原慎太郎様

東京都食品衛生調査会会長 宮澤文雄

東京都食品安全基本条例(仮称)の考え方について(答申)

平成15年8月28日付15健安食第1457号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

### ( 答申書手交 )

宮澤会長 おかげさまで皆様の御協力によりまして、ただいま平井局長に答申書をお渡 しすることができました。ありがとうございました。

ここで、平井健康局長よりごあいさつをいただくことといたします。平井局長、よろし くお願いいたします。

平井健康局長 健康局長の平井でございます。ただいま宮澤会長から答申をいただきま した。ありがとうございました。

委員の皆様方には、8月の諮問以降、大変精力的に御審議をいただき、本答申をまとめていただきましたことに、心からお礼を申し上げます。また、3か月弱という期間ではございましたが、まことに精力的に取り組んでいただきまして、食品の安全確保という大切な課題に対しまして、充実した内容の答申をいただきましたことに、重ねて感謝申し上げる次第でございます。

改めて申し上げるまでもなく、東京は、我が国においてさまざまな事象が最も先鋭的にあらわれてくる都市という地域特性を持っております。中でも食品安全の問題につきましては、一昨年のBSE発生以降、さまざまな問題が顕在化いたしまして、都民の不安や不信が以前とは比較にならないほど高まっているというふうに申しても、過言ではないというふうに感じております。私どもも、食品の安全を確保するために、精いっぱいの力で取り組んできたところでございますが、真に都民の皆様の不安、不信を解消し、都民の健康

を守るためには、答申でも御指摘いただきましたとおり、行政が取り組むだけでなく、都 民の皆様方や事業者の方々との連携、協力が必要不可欠でございます。

今回の審議に当たりましては、都民・事業者の「意見を聴く会」の開催や「条例の基本的な考え方」に対する意見の募集など、多くの都民の皆様、事業者の方々から意見をいただき、委員の皆様にはそれらの意見も大切にしながら御議論をいただいたというふうに思っております。本日いただきました答申は、こうした関係者の方々からの大きな期待や要望も十分に踏まえまして、それに応えるべく御提言をいただいたものと受けとめております。

現在、国におきましても、食品安全基本法に基づきまして、食品による危害発生の未然防止を目指しまして、食品安全委員会によるリスク評価が行われております。東京都は、こうした状況の中で、今回の答申に基づきまして、食品の安全確保に関する新たな条例を制定し、国との適切な役割分担も踏まえながら、都独自の未然防止策をはじめ、都民の皆様の期待にこたえられる先駆的な食品の安全確保施策を展開してまいりたいと考えております。

なお、新たな条例が制定されますと、本調査会も新たな機関へと改組されることとなります。これまでの委員の皆様方、また専門委員の皆様方に賜りました御尽力に対しまして 改めて感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

これから新たな条例の制定を通じまして、東京から新たな時代の新しい食品安全行政を発信していく、このような決意でございます。今後とも皆様の御指導と御鞭撻を賜りますよう、この席をお借りしてお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

宮澤会長 それでは、多少時間がございます。せっかくの機会ですから、東京都の食品 安全対策の現状について、関係各局から情報提供をお願いいたします。

なお、非常に申しわけありませんが、各局、10分程度でお願いいたしたいと思います 資料はお手元の参考資料をごらんになっていただきたいと思います。

まず産業労働局より、「都民のための生産情報提供プロジェクトの概要」についてお願いいたします。

武田産業労働局副参事 産業労働局農林水産部の武田でございます。

それでは、参考資料の1ページ「都民のための生産情報提供プロジェクトの概要」について御説明申し上げます。

この「都民のための生産情報提供プロジェクト」と申しますのは、平成 1 5 年、今年の東京都の重点事業として指定されてございます。生産、流通、消費の各段階を通して、食品の安全・安心を確保すると、このために行われております。特に健康局の食品の安全性の検査、監視、これは無論のこと、食品の生産、加工、流通に関する生産情報など、これを生産者等が都民に積極的に提供していくということが非常に重要になってございます。このために産業労働局でこの事業を組み立てた次第でございます。

事業の対象につきましては、参考資料に書いてございます「安全・安心に取組む事業者とその事業者が生産・製造し、都内で販売される食品」ということでございます。東京都の生産者、製造業者等を中心にいたしますけれども、東京の場合は、非常に他県または外国からの食品も多く入ってございます。このため生産・製造した食品を都内で販売する都

外の事業者等についても、事業対象としていきたいと考えてございます。また生産・製造だけでなく、食品流通といった部門、いわゆる流通・販売でございますけれども、こちらの業界につきましても、いわゆる協力体といたしまして、この事業に乗っていただきたいと考えてございます。また、当然消費者の方の参画も得ていこうというわけでございます。

事業の内容でございますけれども、まず主になる事業が、食の安心協賛事業体への登録制度です。この登録制度は、事業対象者の企業、そしてそこでつくられる食品、これについてきちんとした取組をしている場合に、東京都に登録をしていこうといった事業でございます。記録と公開を促進いたしまして、記録と公開がきっちりできている事業体につきまして、登録をしていくという形になります。

これにつきまして、食品に事業者と生産情報の公開方法を表示していただきます。これによりまして、消費者の方は、店頭でその食品等がこの事業に乗っていると。また、その表示に書いてある問い合わせ先等によりまして、その食品の生産履歴等がわかるといった事業になります。また、東京都につきましては、登録された協賛事業体と食品の情報、こちらを都民に提供していこうということになります。

そしてまた、食品でございますので、東京都単独ではできません。これにつきまして、 首都圏農産物安全会議というものを設定していきたいと考えてございます。中央卸売市場 に青果物の半分以上を出荷している関東9県、こちらを対象にして会議を設定いたします。 現在準備段階でございまして、年が明けたときに立ち上げようと考えてございます。 農産 物安全生産対策の検討ですとか、生産情報の記録と公開の検討、また首都圏農産物安全会 議の活動の発表等を通しまして、首都圏また都内の消費者の方にこの活動をよく知ってい ただこうという次第でございます。

次に、消費者への情報提供でございます。こちらにつきましては、消費者と生産者との交流を促進していこうというねらいがございます。交流促進計画を策定いたしまして、生産地見学とか工場見学、または意見交換会、こういうものを開催いたします。また、更に東京都の方で相談窓口等を設置していこうということになります。この事業につきましては、今年度は準備段階ということで、来年度から正式に取り組んでいきたいと考えてございます。

このような事業内容がございまして、それを進めるにつきまして、都民の食の安全推進協議会を設定してございます。この推進協議会は、この事業を進めるに当たりまして、事業対象者の代表の方、消費者の代表の方、学識経験者の方から意見をいただきまして、それを事業に反映していこうという協議会でございます。内容につきましては、登録のための基準の検討、それから交流促進や食品のリスクコミュニケーションの進め方の検討、また登録の内容をチェックするための情報確認の方法の検討、更にトレーサビリティー(追跡可能な情報)の推進の助言と支援をしていこうというような内容で、現在検討をしてございます。この検討報告を受けまして、東京都はこの事業に反映させ、この事業を進めていくという形になるわけでございます。

この事業をやった結果でございますけれども、食の安心協賛事業体につきましては、その取組を東京都が首都圏へ向けてPRしていくといったこと。それから、都の登録済みのマークを表示できて、これを消費者の方が見て購入していただけるといったこと。こういうことがメリットになってくると考えられます。

また、1都9県におきましては、広域的な取組を実践できるということ。また、いろいろな食の危険性につきまして、緊急連絡体制を農産物に限り、整えることができるといったこと。それから、国への施策の要望等もこの1都9県の中で行っていきたいということでございます。

また、消費者につきましては、登録マークですとか、PRによりまして、安心して食品を購入する選択基準ができるといったことが、大きなメリットになると考えております。 また、交流会等によって現場情報を取得するといったことも、今後やっていきたいと考えております。

そのような形で都民のための生産情報提供プロジェクトを進めまして、今後、いわゆる 産業労働局の行っております生産段階での安全・安心の確保を進めてまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

宮澤会長 ありがとうございました。

続きまして、生活文化局より、「米穀袋詰表示適正化事業及びいわゆる健康食品試買調査」についてお願いいたします。

月川生活文化局消費生活部企画調整課長 生活文化局消費生活部企画調整課長の月川でございます。私からは、生活文化局が実施しております食品表示にかかわる二つの事業につきまして、御報告をさせていただきます。

お手元の参考資料2に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、米穀袋詰表示適正化事業でございます。これはいわゆる消費者にお米屋さんあるいはスーパーマーケットなどで、店頭で袋詰めの形状で販売されているお米につきましてこの表示を徹底させるために行っている事業でございます。袋詰めのお米につきましてはJAS法の玄米及び精米の品質表示基準という規制がございまして、こちらで必要な情報について、適切な表示がなされなければいけないということで、この監視をいたしているわけでございます。もう一つ、生活文化局におきましては、お米を販売している販売業・・「登録販売業者」と呼んでおりますけれども・・こちらの指導、お米の販売に関しての適切な事業を行っているかという指導が行える権限を持っております。この二つの知事の自治事務の権限を一体的に運用するという形で、お米の表示の適正化事業を行っております。

仕組みにつきましては、次のページの別紙1にフロー図をつくらせていただいております。まず、必要な情報をいろいろ集めている中で、その年度の売られているお米の・・「ターゲット」と私どもは言っておりますけれども・・絞り込みをかけまして、主に銘柄米100%という表示で売っているお米を、店頭で買い上げをいたします。実際に買い上げたお米の中身が表示と一致しているかどうかということで、DNA鑑定による品種鑑別という検査をまず先にいたします。実際にコシヒカリ100%という表示が書かれているものに、違う銘柄のお米が入っている、あるいは全く入っていないということもあったわけですけれども、その事実をもちまして、そのお米の袋をつくっている業者に立ち入りをいたします。このときに表示の内容のチェックをするだけではなくて、お米の場合、非常に流通形態が複雑でございまして、産地から、あるいは卸売業者から仕入れた米を、そのお米屋さんが精米機を使って、一定の比率でブレンドを含めて、お米の袋に詰めるという

作業をいたしますが、この米の流れを帳票類から洗い出しをいたしまして、実際に仕入れたお米と売ったお米との間に、実際に仕入れていないものをお米の表示ではつくり出して売っているのではないかということを・・「社会的検証」という言い方をしておりますが・・帳票類から事実を浮かび上がらせて、DNA鑑定のチェックと合わせて、その事業者の不当行為を洗い出すという、こういった形での一体的運用をやっているわけでございます。

13年度からこの事業は、DNA鑑定について新しく要素として取り入れて開始した事業でございまして、14年度の実績が最初のページに書いてございますが、57事業者について試買をいたしまして、実際に違反行為が確認されたものは、既に公表いたしたものが、3月に6業者、6月になって3業者ということで、知事の改善の指示とともに、事業者名を公表するという形で実施をいたしました。まだ14年度の試買対象の中で、DNA鑑定で違反になったものが少し残ってございますが、これについて、それから15年度の新しい買い上げ、これもあわせて現在作業を進行しているところでございます。

お米につきましては、今年度不作の状況もありまして、いろいろな意味で消費者の関心も高まり、また事業者も実際に仕入れがうまくいかないという困難な状況がある中で、消費者が商品を選択していくために、きちんとした表示をしていくというのは、非常に重要視されている状況でございますので、今年度、また来年度も含めて、適正化事業をきちんとやっていきたいというふうに思っております。

違反の内容でございますが、例えばササニシキと書いてあったお米に、ササニシキが全く入っていなかったというような事例。それから、半分以上が表示されていた銘柄とは全く違うものが入っておりまして、どういうものがまざっていたかというと、価格が安い品種。それから、表示をするに当たりましては、政府が産地でのその銘柄の証明検査を行っているわけですけれども、その検査を受けていないお米を勝手に表示をしているという、未検査米の混入。それから、何年産という産年を書かなくてはいけないことになっておりますが、この産年が当該年度ではなくて、古い米を混ぜていたというような、いろいろな事例がございました。お米屋さんの言い分としては、消費者の銘柄米100%を望む声が非常に高いわけですけれども、コシヒカリとかあきたこまちという人気品種がなかなか手に入らなくて、そのニーズに対応し切れない場合に、つい混ぜてしまったというような言い分が多いわけでございますが、これは許されないことであるということで、事業者名公表を伴う、厳しい処分を行っているという状況でございます。引き続きこの事業は続けていくつもりでございます。

もう1点は、いわゆる健康食品に関する試買調査というものでございます。

消費者の健康志向、ニーズということで、この健康食品の市場というものは非常に大きいものがあるわけでございますが、これは医薬品ではございませんで、食品の範疇に入るものですが、その成分とか、あるいは表示上に問題があるものが多いと。また、その売り方についても、いろいろな問題がございまして、消費生活総合センターに寄せられる問い合わせとか苦情の多い食品群でございます。これにつきまして、健康局との共同事業ということで、やはりこれも買い上げによる成分検査から始まる一連の調査を、毎年行っております。

この仕組みにつきましては、別紙2ということで簡単にフローを示させていただいてお

りますが、関連部署での担当者会議を開いておりまして、毎年、今年のテーマはこのような形でやっていこうという申し合わせをいたします。この連絡会の申し合わせに基づく試買を行いまして、ある部分にターゲットを絞ったものの成分検査を行って、その結果とあわせて、表示・広告上について洗い上げたものを、この連絡会を通じて審査を行って、必要な指導を行うと、こういう事業でございます。

14年度の実績について書かせていただいておりますが、14年度の特徴は、従来は量販店やデパートなどの健康食品売り場で売られている食品群を中心に買い上げをしていたわけでございますが、14年度はそのほかにインターネットや通信販売で売られている健康食品も直接購入をして、検査を実施いたしております。また、スポーツクラブやエステティックサロンにおきまして、サービスとあわせて販売される食品、これについても購入をいたしました。

このような形で成分検査をいたしまして、その対象としては、ダイエット食品で死亡事故もあったという経緯もございまして、ダイエットを標榜する製品や健康茶等が、14年度は買い上げた品目の中では多うございます。違反品目が79品目中52品目ということで、その重さはいろいろな程度があるわけですけれども、非常に違反率の高い食品群であるということでございます。これは残念ながら、いろいろな調査をずっと続けておりますけれども、毎年やはりいろいろな意味での違反があるという状況でございます。

違反内容でございますが、医薬品成分、センナの葉軸を含有しているものが5品目ございました。当然これは医薬品ではございませんので、含んでいてはいけないものでございますが、ダイエットをうたう商品の中に、これを含んでいるものがあったということでございます。これは薬事法上の指導を健康局から厳しくいたしているところでございます。

それから、表示についてでございますが、これは薬事法で医薬品のような効果とか効能を、いわゆる普通の食品はうたってはいけないことになっておりますけれども、これをうたっているものがかなりございました。また、誇大広告に当たるものでございますが、これは私どもが所管しております不当景品類及び不当表示防止法という、誇大広告とか不当表示について規制をする法律がございます。何の根拠もないのに、実際のものよりもいかにも効果があるように誇大に広告する、あるいは表示をするという部分でございますが、これもかなりの表示がございまして、これについて指導をしたということでございます。

例示を幾つか挙げさせていただきましたけれども、やはり消費者の期待をする、ある部分その期待にこたえるようなところをかなり欄外に大きくうたっていると、そういう商品群が多く、これについては、個別の事業者指導とは別に、年1度でございますが、こういった問題点を洗い出しまして、健康食品を扱っている事業者を対象に - - これは優良な事業者あるいは問題のあった事業者すべてを対象にということですが - - 健康食品についてこのような表示は許されない、あるいは皆さんが実際にこうした消費者の志向に合わせて売る場合に、こういった点についてはきちんと消費者がわかるように、明確な表示をしなさいと。あるいは製品の品質についても、こういった点については問題があるというところを、調査結果を受けて、具体的に、事業者の説明会というものを必ず行うようにいたしております。

このような形で健康食品について、あらゆるところで売られているという状況がありま して、注意深く市場を監視しながら、各局の連携のもとに、事業を進めさせていただいて いることでございます。

生活文化局の行っております表示関連の事業について御報告させていただきました。 宮澤会長 ありがとうございました。

引き続きまして、中央卸売市場より「危機管理マニュアル」についてお願いいたします。 高津中央卸売市場事業部長 中央卸売市場の事業部長、高津と申します。よろしくお願いたします。

消費者から見た場合に、食品の安全・安心というのは、食品の流れを川上、川下とわかりやすく - いい言葉でございませんけれども - ・言いますと、できるだけ川上の部分できちんとした対応をとることが大事かなと思っております。当然のことでございますけれども、そういった意味では、先ほど産業労働局の方からありましたように、生産者の段階でまずちゃんと行っていく、あるいは輸入品については、水際といいますか、国の検疫所のところでちゃんとチェックするということが、まず大事でございます。ただ、それにも一定の限界がございますので、仮にその後に流れてきた場合に、食品流通の拠点できちんと対応する、きちんとした取組をするということが大事かと思っております。

私どもの中央卸売市場においては、野菜、果物、水産物の約7割が卸売市場を経由しておりますので、そういったところできちんと対応していこうということで、卸売市場を経由したものは安全だと、安心だと言って評価していただけるように、業界の方々と一緒になって、一生懸命やっているところでございます。

そういった中で、低温施設などの施設整備面とか衛生管理 - - これは当たり前のことで ございますけれども - - そういったことは日常的に取り組んでおりますけれども、万が一 ということがあった場合に、都民の健康を守るという視点から、「危機管理マニュアル」 を作成いたしました。

参考資料3にありますように、まず、「内容」の「1」のところにありますように、「市場における食品の安全・安心の確保」それから、「安定供給」という機能を持っておりますので、それを脅かす事態 - これを「危機」と呼んでおりますけれども - を事前に想定し、「これらの事態発生の未然防止を図るとともに、万一発生した場合にあっても、その被害を最小限にとどめる。」そういったことを危機管理の意義としております。

次に「2」では、危機管理の原則といたしまして、(1)にありますように、「人の健康を損なうおそれのある食品は市場に受け入れない、市場から出さない。」という基本的な考え方で行っております。また(2)にありますように、「食品事故の危害の拡大防止のため、危険情報は迅速に公開する。」と注意を喚起することによって、皆さんに食さないようにお伝えするということでございます。そういったことを原則としながら、個別の危機管理対策をマニュアル化したものがこの「危機管理マニュアル」でございます。

次のページは「危機管理マニュアル」を図にしたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

簡単でございますけれども、以上でございます。

宮澤会長 ありがとうございました。

最後になりましたが、健康局より、「食の安全都民フォーラム」についてお願いしたい と思います。

小川健康局副参事 食品医薬品安全部の副参事の小川と申します。私の方からは、参考

資料4に基づきまして、「食の安全都民フォーラム」について御報告させていただきます。 よろしくお願いいたします。

本日の調査会の答申の中でも、情報の共有と交流の推進ということの中に、都民、事業者、行政が相互に交流するリスクコミュニケーションの必要性、重要性というものがうたわれておりますけれども、その中で「食品安全ネットフォーラム」という都民フォーラムについても触れられました。「食品安全ネットフォーラム」につきましては、前回の調査会におきまして、インターネット上で関係者が意見交換できる場として本年の8月に開設したことを、既に御報告させていただきました。

今日は、「食の安全都民フォーラム」について御説明するわけでございますけれども、この都民フォーラムにつきましては、食の安全についていろいろな立場の方々が一堂に会して、いわゆる顔の見える場の中で意見交換や議論を行って、食品の安全について一緒に考えると、そういうことを目的として、今年から開始した事業でございます。一応、年に2回の開催を予定しております。これはいわゆるリスクコミュニケーションを進めるためのさまざまな手法があるかと思いますけれども、その具体策の一つでございます。

今回の第1回のフォーラムにつきましては、食の安全についての情報をどのように収集すればよいのか、またその情報を正しく読み解くためには何をすればよいのかということを考えるために、パネルディスカッションの方式で、別添のとおり開催いたしましたが、200名を超える都民の皆様方の参加を得まして、非常に盛況に行われました。

次のページを見ていただきたいんですが、テーマについては、ちょっと過激な「知りたい!食の安全」、「食の情報、見方、考え方」という副題で、コーディネーターとパネリストの方々に御参加いただきまして、実施いたしました。今回どういう内容が行われたかというものを、コーディネーターとパネリストの御紹介を兼ねて、御説明させていただきます。

その次のページを見ていただきたいと思います。まずコーディネーターとしてお招きいたしました村上さんでございますけれども、この方はメディア出身という関係上、非常に鋭いやりとりが行われました。この方のお役目というのは、科学者の方とか、メディアや研究者とか、消費者のリーダーの方々から、いろいろな本音のお話を引き出すということで、非常に鋭い突っ込みのある質問が行われました。

次に、池山さんでございますけれども、既にこちらの調査会の委員でいらっしゃいますので、非常にお詳しい方でございます。そこに書いてあるように「行政の提案する安全と事業者が保障する安全は、消費者の求める安全とかみ合うのでしょうか。かみ合うためには、それぞれの持っている情報と一致させることが第一歩」と、まさにリスクコミュニケーションの原点に当たるようなことを御発言いただいております。要するに情報を受け取る側の代表、消費者の代表の方で、マスメディアとか事業者、行政に対する意見をいろいるといただきました。それから、食品の安全を進める上で、消費者の役割ということにつきましても、貴重な御意見をいただいております。

3番目の北折さんは、「ためしてガッテン」というNHKの番組のディレクターをやられている方です。この番組は、食品や健康の素朴な疑問や不思議さについて、ユニークな調査や実験をやって、わかりやすく説明している番組でございます。食に関する情報というものを、提供する側がどのような視点で発信しているかということについて、お話しい

ただきました。「ためしてガッテン」風にまとめていただいたんですけれども、「情報よりも理解、知識よりも知恵」ということを合言葉に、「ためしてガッテン」では番組づくりをして、いわゆる情報の読み取る力とか知恵をなるべくつけてもらいたいというコンセプトでつくっているというお話がございました。非常に私どもも参考になるお話があったと思います。

次のページをごらんいただきたいと思います。新開さんにつきましては、メディア・リテラシーの専門家 - - ちょっと聞きなれない言葉だと思いますけれども、「リテラシー」というのは読解力、読み取る力とでもいいましょうか、要するに情報を単なる聞くだけではなくて、そこに含まれている中身について、どういうふうに受けとめたらいいのかというお話でございます。やはり消費者の方々は、多様なメディアにアクセスして、さまざまな情報を多方面に集める、いわゆる情報の多元化を図ることが必要じゃないかということと、それから、ニュースの背景に着目することも必要ではないかというお話がございました。難しい話ではあったんですけれども、非常に参考になったかと思います。

最後に、西島先生につきましては、食品衛生の専門家で、以前は東京都の旧衛生研究所 (現健康安全研究センター)の研究員でありました。食に関する情報を科学の目でどのように見るのかという視点で、いろいろなお話しをいただきました。

このようなお話をいただいた後に、会場からの質問といたしましては、マスコミに対して、受けを売る風潮があるけれども、そういうものは報道のあり方としてどうなのかと。それから、議論の中に食中毒の原因となる微生物の話が全然出てこないではないかと。大切な情報なので、そういうところもディスカッションしていただきたかったという御指摘。それから、表示の問題について、消費者の方は今どういうふうに考えているのか。そのほかに、教育の重要性とか、最後にまだまだ重要なデータとか情報が隠されているのではないかと、情報提供の不十分さがまだ感じられるというような厳しい御質問もございました。こういう問題につきましては、私ども行政も一緒に参加いたしまして、東京都としては、これからどういう情報をどんな形で発信していく用意があるのかと、そういうことをお話しさせていただきました。なかなか抽象的なテーマではございましたけれども、非常に活発な御議論をいただきまして、御参考になったことがたくさんあったかと思います。

また1ページに戻っていただきますと、参加者の反応といたしましては、77%の方が「よかった」というふうに回答していただきましたので、私どももほっとしております。主な発言内容は参考資料でごらんいただきたいと思いますけれども、このような皆様方の御意見を受けまして、第2回につきましては、2月ごろを開催予定としております。さらに都民の方々、事業者の方々、行政が一体となって、リスクコミュニケーション、意見の交換ができるような形になるように、今、検討している最中でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

私の方からは以上でございます。

宮澤会長 ありがとうございました。

各局からのいろいろな御報告がございましたが、これらの情報提供について、もし御質問等がございましたら、よろしくお願いいたしたいと思います。

鈴木委員 1点、今のに関連して、霞ヶ浦のコイの問題ですが、ちょうど時宜を得ているので、これはどこの局が、どう都民の方に周知徹底をしているのか、それまでにまだ至

らないのか。この辺を詳しく、この際ですから、お話しをいただければ参考になろうかと 思います。

武田産業労働局副参事 実は、板橋区の釣り堀から、18日にコイのヘルペスウイルスが出ております。この関係につきましては、東京都の方も水産試験場等で監視体制をとっていたわけでございます。今、資料がないので、詳しいことはわからないんですけれども、たしか9月ごろに1度、板橋区で50匹ばかりのコイが釣り堀の中で死んだと。それについてはまだ農林水産省の発表以前だったので、特に大きな問題にならなかった。板橋区の方で調査したけれども、毒性物質は入っていなかったといった情報がございました。

それが11月の17日、18日に、やはり釣り堀の中でコイが死んでいたということでございます。その18日の死んだコイについて調査した結果、1匹の中からヘルペスウイルスが検出されたという状況でございます。

実際に対策につきましては、水の流出をとめるですとか、そういうことは行っておりますけれども、現在いわゆる監視体制を強化するしか手はないものでございまして、今後も産業労働局といたしましては、水産試験場、水産課といったところで監視体制をしいていくといった状況でございます。

また、国との共同体制もとってございまして、コイの変死があった場合につきましては 東京都の調査、それから国にもそれを送りまして、二重チェックをいたしまして、そして 確定していくといった体制ができてございます。

現在のところ、全国的にも対応方法はまだできていないわけでございまして、東京都も 各県との連携を固めているといった状況でございます。

宮澤会長 ありがとうございました。鈴木委員、よろしゅうございますか。

鈴木委員 ありがとうございました。これ以上聞いても、何も出てこないですよね。そうなんでしょう。

武田産業労働局副参事ええ。申しわけございませんが。

宮澤会長の何かほかにございますか。

奥田委員 情報提供プロジェクトの概要の中で、積極的に取り組む事業者だけが登録するんでしょうか。それ以外はどうなるんですか。

武田産業労働局副参事 登録の対象者につきましては、生産情報の記録と公開への取組をきっちり行うものということでございます。ですので、すべての生産者または製造事業者がこの事業の対象にはなるんですけれども、実際に登録をするということはならないと考えてございます。やはり登録制度でございますので、自らこういう登録に載りまして、そして消費者の方にきちんと生産の取組を紹介していきたいという事業者の方が乗っていく制度というふうに考えていただければいいと思います。

宮澤会長 ほかに質疑はございませんか。

私の方から生活文化局にちょっとお伺いしたいんですが、参考資料の2、いわゆる健康食品の欄でございますけれども、14年度実績ということで、79品目。そのうちで何らかの法令違反の品目数、52品目。これは何と半数以上、約66%が何らかの違反があったということになるんでしょうか。パーセンテージとすると、非常に高いような感じもしないわけではないんですが、その点、ちょっと御説明いただければと思います。

月川生活文化局消費生活部企画調整課長 内容的には、今おっしゃったとおりでござい

ます。先ほど申し上げましたように、医薬品成分を含んでいてはいけないものが含んでいるというような、非常に重い違反もございますが、表示の場合にはミステイクというところもございまして、書くべき事項が足りなかったとか、そういったものも全部延べで含めてございますので、こういった数字になっております。ただ、通常の普通にスーパーで売っているお菓子とかそういった食品に比べますと、健康食品については、根拠法でも多岐にわたるものがございまして、事業者さんも十分にそこを理解して、物をつくり売っているかというと、いろいろな方が製造しているということがございまして、十分に理解が行き届いていないという側面がございます。

やはり実際に消費者の方がこれで被害を受けるとか、誤った認識を持つという意味で、 非常に重要なのは、薬事法上の違反というものと、それから誇大広告に当たる部分を信じ て、これを飲み続けるというような、景品表示法上の違反の部分が大きいかと思っており ます。

食品衛生法については、これも違反としては大きいんですが、表示が足りないというものが多いようでございます。添加物名の表示が足りなかったとか、製造所固有の記号というものをつけなければいけないようなんですが、そういったものがないという事例がございます。

それから、健康増進法につきましては、指示に従ったやり方で表示をしなければいけないんですが、書いてある表示の方式が違っているといった内容でございまして、個別個別で違反の程度というのはかなり違っているわけでございますが、品目数でいいますと、軽微なものも含めて、それだけの違反があったということは事実だと思います。

宮澤会長 ありがとうございました。

碧海副会長 今のことに関連して、もう一つだけ伺いたいんですが、健康食品は協会がございますね。加盟している方と加盟していない方があると思うんですが、この調査をされる場合は、それは全然関係なく、両方の例を対象に調査されるのか。そして、結果として、協会に参加しているか、していないかによって、差があったのかどうかを、もしよければお返事いただきたいんですが。

月川生活文化局消費生活部企画調整課長 先ほどの御質問にも御説明が不十分なところがございました。実はこういった食品群の中でも、問題のありそうなところを、その年々の資料調査を事前に行いまして、そこをターゲットにしているというところがございまして、違反率が高いのは、そういう前提がございます。

今お話しの健康食品協会のマークのついている食品群で、また大手のデパートなどで売られている、いわゆる大手の部分では、違反は余りございません。マークがついているものとついていないものでどのぐらいかというところは、把握してございませんけれども、一般的な傾向としてはそういうことでございまして、指導が必要なものを選んで買っていると、そういう前提でございます。

宮澤会長 ありがとうございました。

ほかに何か御質問はございませんか。

特に御質問がなければ、これで食品衛生調査会を終わらせていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中、お集まりをいただいたことに対して、深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返しいたします。

奥澤食品監視課長 宮澤会長、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、食品衛生調査会を終了させていただきます。本日はどう もありがとうございました。

午前11時35分 閉会